

# CMS Letter

日本色覚差別撤廃の会・会報 No. 39

2012年12月

日本色覚差別撤廃の会事務局

〒211-0004 神奈川県川崎市中原区新丸子東 3-1100-12 かわさき市民活動センター気付

FAX 044-788-3509 HP <http://nodaiweb.university.jp/cms/>

専用メール [cms@nodai.ac.jp](mailto:cms@nodai.ac.jp)

## 広島県支部を結成しました

会員 小田 愛治

私たちは本年6月「色覚差別撤廃の会 広島県支部」を結成しました。きっかけは広島市の松尾恒雄さんからの一本の電話です。私と松尾さんとはそれまで面識はありませんでしたが、名簿を見て同じ県の会員として電話を下されたそうです。「一度会いましょう」と約束しました。私と同じ福山市には会員の割石忠典さんがいます。割石さんとは以前から「撤廃の会として何かやりたいですね」と話していたこともあり、三人で会うことになりました。当日は三人三様の色覚問題への当事者としての経験、考えてきたこと、やりたいことを語り、初対面とは感じられないほど驚きと共感と感心で話が盛り上がりました。私たち当事者が心おきなく話し、自分を解放する空間を持つ機会は日頃あまりありません。この時は気心の知れた仲間と会って思いを語れた気持ちになりました。そして「今後も時々集まって話そう」「県内の会員のつながりを作りそれを広げよう」「県内の身近な色覚問題に力を合わせて取り組もう」ということにしました。

その後、これから何らかの動きをする上で広島県支部という形を作った方が動きやすいだろうと、本部と相談して支部の結成にいたりしました。現在、支部では身近な問題の一步として福山市と広島市の消防局の採用試験のあり方に取り組んでいます。同じ県ですがその内容も当局の対応も違いがあります。動いてみて、こちらの現状認識を新たにすることがありました。一人ではやろうとしなかったであろうことが出来るのも、支部という存在が大きいと実感します。人と人のつながりの大切さを経験させられています。

色覚の問題については学校での検査廃止、進学・就職・諸資格の門戸の拡大など前進してきましたが、取り組むべき課題もまだ多いです。また個々が抱えるその人の問題もあります。その地域の当事者（本人・親）が身近な地域のことを考えて取り組むことは、比較的考えやすく動く工夫も生まれやすいと思います。その動きの中で相互のつながりをつくり、全体状況を前進させる力になればよいと思うのです。この支部がその出発点になることを願っています。

なお、広島県の会員・当事者の皆さん、岡山県・山口県・中国地区の方々、私たちはもっとつながりを広げていきたいと思っています。会事務局のFAXまたは専用メールまでご連絡ください。

## 後日談 採用条件の記載が変更になりました

会員 西村 典和

CMS Letter No.36 (2011年12月)に投稿した西村といます。その後、状況に変化がありましたので報告します。前回は次のような内容でした。

- 1 市の消防士の採用条件に、「医療機関での検査において色覚が正常であること」とされていたこと。
- 2 採用担当者にその理由を問うたところ、消防署の人事担当者は「火事場で火の色を見て、消火方法を即断しなければならないからだ」と強弁したこと。
- 3 職場の上司が色盲で、当時は教員採用で色盲の者を採用しない規定があったこと。(上司が色盲のため、教員の道を断念したとは本人もおっしゃってはいませんが、ご本人が気にされていたことは事実であること)
- 4 色覚差別のない世界を歩むことができた者が、差別に直面している者のことを思って行動すべきこと。

8月10日付けの市政広報が家に配布されており、何気なく見ると、消防士の採用のお知らせが掲載されていました。そこでは、身体条件が「医療機関での検査において、赤・青・黄の色彩の識別ができること」と昨年と表現が変更されていました。この表現が適切かどうかは私の知識では判断できませんが、変わったことは事実です。日本色覚差別撤廃の会の尽力の成果が、頑迷な田舎の消防、警察といったややもすれば特権的意識をもった世界へも浸透しつつあるのではないのでしょうか。実は私も公務員であった経験から、誤りは正々堂々と担当部署に意見を述べれば良いと思います。苦情や投書はよくあることで、個人攻撃でない限り担当者はさして気にしません。深く考えずに前例を踏襲している場合が多いのです。ただし、指摘しても何も検討しない「確信犯」に対しては、会の先輩の方々の見解を勉強して態度を変えれば良いと思います。ところで、身体条件の記載は変更されても、実際の採用では色覚異常者を画一的に排除しているかもしれません。採用権が相手にある以上いたしかたのない面もあります。その時は、公務員を目指す青年に先輩としてアドバイスしたいと思います。公務員も差別のない分野が圧倒的に多数であるということです。差別する部署にこだわる必要はありません。他の分野に転向しましょう。色覚差別撤廃に向けて各人が声を上げなければならないが、各人の人生は色覚差別にとらわれてはならないと思います。

## 「劣性」という遺伝用語の撤廃を

幹事 佐藤 伸直

「劣性遺伝」なくなる？ 偏見解消へ学会が用語改訂——この4月半ばの新聞報道の見出しです。わたしたちの色覚の差異は、いわゆる伴性「劣性」遺伝とされています。つまりは「劣性」遺伝の当事者であり、意識面のバリア・偏見を被ってきましたので、もちろん関心をもたざるをえません。

それでは「劣性」遺伝とは何かですが、父母から受け継ぐ2対1組の染色体に含まれる遺伝子のうち、同じ遺伝子がふたつそろって初めて次の世代で形質が現れるもので、対となる用語はご存知のとおり、片方ひとつにだけでもあれば現れる「優性」。原語では recessive で、その遺伝子の生み出す形質が相対的に現われにくい性質を指すだけのもので、そもそも劣等とか劣悪とかの意味合いはまったくないのです。

にもかかわらず「劣性」と訳したのは端的に言えば誤訳だ、と以前から一部で指摘されていました。例えば国立成育医療センター研究所のサイト上には、7年前から同研究所員の「遺伝病の優性劣性の言葉使い」という一文が掲載されており、同様の見解を提起していました。

さて、日本遺伝学会では2年ほど前に遺伝学用語の変更案を公開し、最適な用語案の公募をはじめています。この取組みはたいへん評価できるものですので、本会としてそれに賛同し、ぜひ実現へ進

んでもらえるよう、役員会に諮って下記の要望書をまとめ、送付したところです。

ところで、伴性「劣性」遺伝といえば、本会報 2009 年 4 月の 28 号などで経過を紹介してきましたが、このたび高校生物の教科書での記述では、一足早く「伴性劣性遺伝」の項目が消えています。

従来の学習指導要領「解説」では「・・・伴性遺伝について触れる」とのくだりがあったため、どの「生物 I」教科書でも「伴性劣性遺伝」の項目を掲載（必ず劣性に）、ほとんど判で押したように「ヒトの色覚異常」を例示していました。新しい学習指導要領「解説」で幸いなことに先のくだりが消えたこととともない、新しい「生物」教科書から以前のような項目も消えたようです。文部科学省の動きの背景は不明ですが、ひとまず歓迎したい話にちがいません。

2012 年 6 月 12 日

日本遺伝学会  
遺伝学用語編集委員会 御中

日本色覚差別撤廃の会

#### 遺伝学用語の再検討作業について（要望）

本会は生まれつき色覚に差異をもつ当事者らが集い、色覚をめぐる様々の差別の撤廃をめざしています。貴会における今般の遺伝学用語の再検討作業については、先頃の報道で知りましたが、かねて待望の試みであり心より謝意を表する次第です。

なかでも「劣性」「優性」遺伝云々の用語は、誤訳との指摘もあったなかで、学術分野にとどまらず学校教育の場においても、長年にわたり漫然と流布してきたものです。色覚の差異は周知のとおり、従来いわゆる伴性劣性遺伝のひとつとされ、遺伝一般への世の偏見や差別に加えて、あたかも「劣等・劣悪な」遺伝とのイメージが重なることにより、当事者に対する偏見や差別はいや増してきたところです。

それゆえ本会としては、この際 recessive の邦訳語として「劣性」は断固として廃し、「潜在性」「隠性」など他の適当な用語に転換されることを心より念願しております。対となる dominant 「優性」ともども、関連学会へも積極的に働きかけられながら、的確な新訳を実現いただければ幸いです。

## 色覚異常の基準

会長 石林 紀四郎

最近生活保護の問題がいろいろ取り沙汰されている。生活保護を受けているが実は働けるはずの人がいるとか、暴力団などを含めて不正受給者が後を絶たないというバッシングもある。しかし一方では日本の生活保護受給率はわずか 1.6%にすぎず、イギリスの 9.27%（2010 年）、ドイツの 8.2%（2009 年）などに比べきわめて低い、つまり捕捉率が極端に低い（救済の対象になっているはずなのに措置されていない）ことが問題にされている。しかし貧困者の救済制度というのだが、一体「貧困者」というのは何だろう。

岩田正美氏は著書『現代の貧困』（ちくま新書 2007 年）の中で実は日本には近年、貧困という概念がなくなっているという。国民総中流などともいわれ、戦後一定の格差解消が進んだことや、欧米のような宗教団体による貧者救済の日常的な慈善運動などもない中で、かつてのような貧困、貧乏ということばが空洞化しており、格差と貧困を混同するような議論も多いという。少し引用すると、

貧困と格差には強い関連があるが、両者は意味の異なる言葉である。格差は、基本的にはそこに「ある」ことを示すだけでも済む。場合によっては「格差があつて何が悪い」と開き直ることも可能である。だが、貧困はそうはいかない。貧困は人々のある生活状態を「あつてはならない」と社会が価値判断することで「発見」されるものであり、その解決を社会に迫っていくものである。第二に、それゆえ、貧困という問題を考えるときには、この「あつてはならない」という判断をめぐる議論が避けられない。貧困をしつこく「再発見」してきた国々では、何を「あつてはならない」

状態とするかについて、多くの議論が積み重ねられてきた。ところが、日本の議論では、そうした議論の蓄積がない。(9 ページ)

しかしバブル経済崩壊の後「自己責任」論や「競争」を煽る風潮の中で格差が改めて拡大し、弱者へのしわ寄せが広がっているなかで、貧困とは何かが問われている。

しかし貧困問題を追及してこなかった日本では「貧困者がいるから、それを救済するはずの生活保護制度」が逆に「生活保護基準以下の生活をしている人を貧困者とする」ほかないという事態になっている。つまりそれは同義反復で何の定義にもなっていない。

この論理はなにか「色覚異常者」という概念の使われ方に似ている。話が飛躍しているとの批判はあるだろうが、あえて述べてみたい。

色覚異常者とはどういう人をいうのだろうか。赤緑青の波長の光を感知して色を識別する網膜の細胞の働きが、多くの人と違って例えば緑の視細胞が弱いとか、赤と同じように働くとか、様々な言い方があるがとにかく識別しにくいという人のことであり、それは色覚検査表などの検査器具でわかるということになっている。

しかし近年分子生物学や細胞、遺伝の仕組みなどの研究が進み、そう単純なものではないことがわかってきた。そして石原表で「異常」とされた人の中にも、そうでない人が含まれることが分かった。それは検査の仕方が不十分だったからではないかという疑問もあるだろうが、それとはちがう。そして人の目の網膜も同様ではなく、一億もある細胞の中は両親の遺伝子が束になって混ざり合っ、モザイクになっているため、そのバリエーションは無限だ。

そればかりではない。たとえば赤を感じる網膜の視物質と呼ばれるたんぱく質は、その極大波長の異なるいくつかの種類があって、人によって異なる。つまり人によって赤を感じる光の波長が違ってもわかってきたのだ。この人たちはどちらかが「異常」なのかということだ。

こうした複雑な生物の個体の特徴を正常、異常と分けるには、人工的な何らかの測定手段と閾値の設定が必要であり、そこにたまたま石原表が使われているに過ぎない。つまり色覚異常者というものは名称の是非はさておき、存在はする。しかし、どういう人を色覚異常者というのかは定義がないし、仕様がないのである。そのため「石原表を誤読する人を色覚異常者としている」のであって、その論法は同義反復で貧困の定義に似ていると思うのだがどうだろうか。だからなんだということになるだろうが、貧困問題は政策的に措置をするために、貧困とは呼ばないがその境を決めている。

ところが色覚問題は扱いが「異常」なのだ。医者は様々な病気の治療のためには正常の範囲を定めて、異常を治そうとする。それは当然だ。しかし色覚はそういうものではない。レッテルだけ貼って治療はない。

## 中学生が書いた人権作文を紹介します

第 31 回全国中学生人権作文コンテスト神奈川県大会に応募したある中学生の作文が、川崎地区審査優秀賞を受賞しました。「色覚差別」と題されたこの作文に描かれた本人の不安と悩みと苦しみは、私達当事者が経験してきたものです。差別に立ち向かう中学生にエールを送りたいと思います。私達も次世代に悲しい思いをさせないため、色覚への偏見・差別をなくすようにもっと社会に訴えてゆきましょう。

本会報への掲載に当たり仲介の労を取っていただいた、神奈川県方法務局人権擁護課 田代様にこの場を借りて謝申し上げます。 (編集部)

### 色覚差別

川崎市立臨港中学校3年 長井 昌弘

私が色覚異常者だと親に知らされたのは、中学校になった頃でした。母親が買ってきたグレーのバ

ッグを、私は緑がかった色と判断してしまったのです。その時、私は父親以外の家族全員が色覚異常者だとも母親から告げられました。色覚異常者とは、「色盲」「色弱」などの症状を持った人の総体で、日本では約男性の5%、女性の0.2%、女性の保因者は10%を超えともいわれ、決して少ない数ではありません。私は、赤緑色弱にあたり、明度の近い色の区別がしにくい事があります。色覚異常は残念ながら遺伝的な問題のため、治す事が出来ません。その事で今年、理科の自由研究の課題として色覚と遺伝について調べていた時に、インターネットでカラーハンディキャップや色覚差別について知り、とても不安な気持ちになりました。

確かに、私達、色覚異常者は生活していく上で不自由を感じる事ががあります。なぜなら、街中のいたるところに、多色で標記された文字や看板、地図、標識、路線図などがたくさんあり、それらの表示方法は色が正確に見える人々が生活しやすいように作られてあるからです。色というのは、文字や記号よりも脳が情報を読みとる速度が速いとされています。ですが、色の認識能力が劣る色覚異常者とされる私達には判別しづらく、とて生活しにくい事が多々あるからです。しかし、私達は決して色が判別出来ない訳ではなく、色の見え方が多少違うだけなので、少し工夫してくれたら普通に過ごす事が出来るのです。例えば、学校生活の中で私が困る事を挙げてみると、黒板に書いた赤チョークの色がとても見にくい事や教科書の中の色字の区別など、不便に思うことはたくさんあります。たとえば、多くの人が見やすくて、私達、「少数派」とされる人の困っている事は改善されるべきところだと思います。実際、色覚異常者に配慮されたチョークなども開発されたり、駅の時刻表を認識しやすい配色変更する取り組みがなされたりしているので、カラーバリアフリーを多くの人が理解して、さらに進化してほしいと思います。

しかし、私達には困った事がもう一つあります。それは色覚差別です。色覚差別とは、色覚異常者に対する人または社会的差別の事で、日本は特に色覚異常者への差別が昔から根強く、現在にまで長い間続いている差別問題です。「色弱」や「異常」という名前のせいで、正しい理解がされないまま「色が見えない」「異常者」などという偏見が今でも至る所で残り、あらゆる場所で差別されてきました。また、社会的な偏見などがあり、免許の取得に限らず、色識別能力に関係なく、慣例だけで入学や就職が出来ないとされる事が多く、なりたい職種に就けない事もあるそうです。色覚異常があるだけでその人に対して過小評価されてきているのが今の日本なのです。

このように「色覚異常者と差別」について知るうちに、そもそも、色覚異常という名前自体がおかしいのではいかと考えるようになりました。数だけで比較すれば、血液型のA型が多くてAB型が少ない事とあまり変わりはないのです。また、この名前に関しても多数を占める「正常者」がつけているのです。色覚異常とはどこが異常なのでしょう。ただ、色の見え方が少し違うだけでなぜ異常者と差別されるのでしょうか。多くの人と少し違うだけなのに、なぜ、こんなに悩んだり、苦しまなくてはならないのでしょうか。私達の血液型に種類があるように、色の見え方に種類があるとすれば、それは異常ではなく個性の一つと考えるのです。

私は一度だけ友達に話した事があります。その時の反応は、「この色何色に見える？」と、当たり前と言えば当たりの反応でした。青はあお、赤はあか、緑はみどり、私達の見え方でその色はしっかり見えています。ただ、少しだけ見え方が他の人と違うだけで、みんなと見ている物は一緒、住んでいる世界も一緒です。差別は両者に何も良い事がないし、差別に得な事はありません。ですから私達を差別的な目で見ないでください。他人の目にどんな色に見えるかというのは、その人の心の中を見るのと同じように不可能なことです。「あなたは異常だ」と言われたところで、私の世界は生まれたときからこの色でした。海の青は深く、そらの青を見ると心が明るくなります。「あなたには見えない色がある」と他人は言いますが、私達にはしっかり見えているのです。

## 日本養護教諭教育学会で報告しました

10月7・8日に名古屋駅前のウイंक愛知にて、第20回日本養護教諭教育学会が開催されました。大会二日目の昼休みに、昼食を食べながらのランチオンセミナーを高柳泰世先生が企画し、本会員2名が報告しました。

「色覚特性者の困難さを知って支援しましょう」と題されたこのセミナーには、養護教諭とその教育に携わる大学関係者ら約180名が参加。高柳先生の趣旨説明の後『色のバリアフリーを目指して』が上映され、その後、各務憲一・財団法人名古屋市スポーツ協会事務局長(元学校保健課体育係長)ら、かつて名古屋市で色覚差別撤廃を闘った方々がそれぞれの実践を報告されました。そして会員の伊沢真理子が保護者として当時感じたこと考えたことを、鈴木聡志が色覚検査をする際の配慮について教育心理学の立場から、それぞれ訴えました。

養護教諭は学校で色覚異常の疑いのある子ども達に接する立場にいますので、こうした先生方と、その養成に当たる大学教員の関心を集めたことは、差別撤廃に向けた大きな一歩と言えるでしょう。

(編集部)

CMS Letter 日本色覚差別撤廃の会・会報 No. 39 2012年12月1日 発行 発行人 石林紀四郎 編集・発行 日本色覚差別撤廃の会
---